

短期入所生活介護事業運営規程

この運営規程において、社会福祉法人高田福祉会が開設する特別養護老人ホーム悠久の里（以下「事業所」という。）における短期入所生活介護事業の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護サービスに基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム悠久の里
- (2) 事業所の所在地 新潟県上越市とよば186番地

（利用者の定員、ユニットの数及びユニットごとの利用者の定員）

第4条 特別養護老人ホーム（定員90人）の空床を利用する。

- 2 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。
- 3 事業所のユニットの数及びユニットごとの利用者の定員は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット数 9ユニット
 - (2) ユニットごとの利用者の定員 10人

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令、事故防止のための安全対策、虐待防止のための対策を行う。
- (2) 医師 3人以上（嘱託、特別養護老人ホームと兼務）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- (4) 看護職員（特別養護老人ホームと兼務）
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 30人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）
利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）
利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）
利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な短期入所生活介護サービスが提供されるよう、作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。
- (9) 歯科衛生士 1人以上（特別養護老人ホームと兼務）
入居者ごとの状態に応じた口腔衛生サービスを行うとともに、介護職員への指導助言を通じて口腔衛生管理体制を講じる。

2 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

（短期入所生活介護サービスの内容）

第6条 短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護サービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- (2) 短期入所生活介護サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 短期入所生活介護サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (4) 短期入所生活介護サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- (5) 職員は、短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (7) 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の本人負担分の額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用

1日当たり1,445円

朝食 360円 昼食 515円 夕食 570円

- (2) 滞在に要する費用

1日当たり2,066円

- (3) 短期入所生活介護サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(別紙参照)。

- 3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

- 4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 事業所を利用する者の、通常を送迎の実施地域は次のとおりとする。

上越市・妙高市(施設より30～40分程度)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならない。
- (4) 利用者が外出をしようとするときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 利用者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的計画を立てるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署及び地域住民の協力を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期すものとする。
 - 3 大規模災害が発生した場合は、原則として利用者を身元引受人に引き渡すものとする。ただし、何らかの事由によって引き渡し不可能的な場合、または、施設管理者が施設内の方が安全性が高いと判断した場合は、緊急回避措置として継続して介護サービスを提供するものとする。
 - 4 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるためのBCPを策定し研修及び年間2回以上の訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように感染症防止委員会を3か月に1回以上開催し指針・マニュアルの整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。

(秘密の保持)

- 第12条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

- 第13条 事業所は、短期入所生活介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(職員の研修)

- 第15条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所生活介護サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を整備するものとする。
- 2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
- ア 採用時研修 採用後1か月以内実施
- イ 継続研修 年2回以上実施
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講できる体制を講じるものとする。

(虐待防止の対応)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施するものとする。
- 2 委員会の責任者は施設長とする。
- 3 委員会は職員への研修内容、指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、通報、再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 前文、第3条(2)、第5条(3)、第5条(7)の改正は、平成25年12月1日から施行する。
- 3 第5条(7)、第7条第2項(1)、(3)別紙の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 第4条第1項、第3項、第5条(4)の改正は、平成27年7月1日から施行する。
- 5 第7条の改正は、平成27年8月1日から施行する。
- 6 第7条別紙、第10条第3項の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 第4条第1項、第3項、第5条第1項(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)の改正は、平成30年8月1日から施行する。
- 8 第4条、第5条第1項(1)、(7)、(9)、第10条第2項、第4項、第11条第2項、第15条第3項、第16条の改正は、令和3年4月1日から施行する。

する。

- 9 第7条第2項(1)の改正は、令和3年8月1日から施行する。
- 10 第7条第2項(2)、第10条第4項、第11条第2項、第16条第1項、第2項、第3項の改正は、令和6年4月1日から施行する。

7条：その他の費用の額（別紙）

平成26年4月1日現在

項目	金額
電化製品等電気代	1品あたり40円/日
医療品費	実費
理美容代	実費
身の周り品購入費用	実費
クリーニング代	実費
新聞・雑誌代	実費
教養娯楽費	各行事・クラブの材料費の実費
利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	実費
複写物の交付	実費